

騒音・振動・悪臭規制地域等について

2016年12月1日

事業活動に伴う様々な騒音・振動・悪臭については、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び、熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下、「県条例」とする。）により、規制地域ごとに定められた規制基準を超えてはならないとされています。また、騒音については生活環境を保全するための目標となる環境基準が定められています。このページでは水俣市における騒音環境基準、騒音・振動・悪臭関係の規制地域や規制基準等を確認することができます

幅 50m の区域（緩衝区域）

〈第 3 種区域〉：

下記の地域で、第一種住居地域または第一種中高層住居専用地域との境界付近（境界から 50 メートル幅の区域が該当します）は第 3 種区域となります。

上段：該当地域 下段：該当地域の用途地域

(1)	塩浜町（9 番, 10 番, 11 番及び 12 番を除く）、丸島町 1 丁目及び梅戸町 1 丁目の地域
	工業地域
(2)	浜松町、野口町の地域
	工業専用地域

用途地域が不明な場合は行政情報インターネット地図公開システム (<http://web-kgis.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/agree.asp>) をご利用ください

「騒音規制法」、「振動規制法」、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に係る各種届出については、「騒音・振動に係る届出書について」を、ご利用ください（様式等を掲載しています）

騒音環境基準

地域の類型	性質	地域	昼間 午前 6 時から午後 10 時	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	該当なし	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層	55 デシベル以下	45 デシベル以下

		住居専用地域		
B	主として住居の用に供される地域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、用途地域以外の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

<備考>車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路は、道路の敷地の境界線から1.5m、2車線を越える車線の道路は、道路の敷地の境界線から2.0mの範囲をいう。）については、上表にかかわらず、環境基準値は、昼間70デシベル、夜間65デシベル以下です。

騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく「特定工場」、「特定作業」
 において発生する騒音の規制地域等

騒音特定施設及び特定作業の種類等については（別紙 1）「規制施設・作業一覧表」をご覧ください。

区分	地域	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝（午前 6 時から午前 8 時まで）夕（午後 7 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第三種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域以外の地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第四種区域	工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 特定施設及び特定作業に係る騒音の基準は、工場及び事業所の敷地境界線で適用される基準です。なお、規制基準は特定工場等に対して適用されるもので、特定施設以外の施設や場内の荷下ろしや車両により発生している騒音についても騒音規制法の対象となります。
- 法に基づく改善勧告及び命令は規制基準を適合せず、なおかつ周辺的生活環境が損なわれると認めるときに行います。
- 計画変更勧告、改善勧告・命令を行う際には、小規模事業者に対し配慮することとなっています。

騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等にかかる条例に基づく「特定建設作業」に係る騒音規制地域等

「特定建設建設作業」の種類等については（別紙 1）「規制施設・作業一覧表」をご覧ください。

区分	地域	規制基準値	作業時刻	一日の作業時間数	作業する期間	作業日
第 1 号 地域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域以外の地域	85 デシベル	午後 7 時～午前 7 時までの時間内でないこと	10 時間以内	連続して 6 日以内	日曜日、その他の休日でないこと
第 2 号 地域	工業地域	85 デシベル	午後 10 時～午前 6 時までの時間内でないこと	14 時間以内	連続して 6 日以内	日曜日、その他の休日でないこと

備考

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 特定建設作業に係る騒音の基準は、作業現場の敷地境界線で適用される基準です。なお、規制基準は特定建設作業の騒音のみを対象としています。
- この規制基準は、「災害等の非常事態の発生により緊急に作業の実施、鉄道の運行の確保など」の諸事情等がある場合は、適用されない場合があります。

騒音規制法に基づく「自動車騒音」の要請限度

a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域以外の地域
------	----------------------------------

区域	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日午前6時まで
a, b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、要請限度は昼間75デシベル、夜間70デシベルです。
- 4 騒音の測定は原則として交差点を除く部分で、道路の敷地の境界線で行います。
- 5 測定点の高さは、原則として地上1.2mで行います。
- 6 騒音の評価手法は、等価騒音レベルで行います。
- 7 要請限度に係る騒音の測定は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間を選定し、1日あたりの測定を3日間行います。

振動規制法に基づく「特定工場等」に係る振動規制地域等

「振動特定施設」及び「特定作業」の種類等については（別紙1）「規制施設・作業一覧表」をご覧ください。

区分	地域	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域	60 デシベル	55 デシベル

	居地域、準住居地域		
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域以外の地域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 特定施設に係る振動の基準は、工場及び事業場の敷地境界線で適用されます。なお、規制基準は特定工場等に対して適用されるもので、特定施設以外の施設や場内の荷下ろしや車両により発生している振動についても振動規制法の対象となります。
- 4 法に基づく改善勧告及び命令は規制基準を適合せず、なおかつ周辺的生活環境が損なわれると認めるときに行います。
- 5 計画変更勧告、改善勧告・命令を行う際には、小規模事業者に対し配慮することとなっています。

振動規制法に基づく「特定建設作業」に係る振動規制地域等

「振動特定建設建設作業」の種類等については（別紙1）「規制施設・作業一覧表」をご覧ください。

区分	地域	規制基準	作業禁止時間帯	一日の作業時間	作業期間	作業日
第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域以外の地域	75デシベル	午後7時から午前7時まで	10時間以内	連続して6日以内	日曜日、その他の休日でないこと
第二号区域	工業地域	75デシベル	午後10時から午前6時まで	14時間以内	連続して6日以内	日曜日、その他の休日でないこと

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 「くい打機等を使用する作業」に伴って発生する振動が「75 デシベル」を越える場合は、1 日あたり 4 時間を限度として特定建設作業の実施者に対し作業時間の変更を命ずることができる。
- 4 特定建設作業に係る振動の基準は、作業現場の敷地境界線で適用される基準です。なお、規制基準は特定建設作業の振動のみを対象としています。
- 5 この規制基準は、「災害等の非常事態の発生により緊急に作業の実施、鉄道の運行の確保など」の諸事情等がある場合は、適用されない場合があります。

振動規制法に基づく「道路交通」に係る振動規制地域等

区分	区 域	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌日の午前 8 時まで）
第一種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第二種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域以外の地域	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 振動の測定は、道路の敷地境界線で行います。
- 2 要請限度に係る振動の測定は、道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行います。

悪臭規制法に基づく悪臭規制地域等

【規制対象】

全ての事業場が対象です。

A 地域	B 地域以外の区域
B 地域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 1 項に基づき定める農業振興地域整備計画において設定する農用地区域(法第 8 条第 2 項第 1 号)

悪臭物質名	A 地域（大気中の許容濃度）	B 地域（大気中の許容濃度）
アンモニア	1.0 ppm	2.0 ppm

メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.006 ppm	0.006 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

<煙突その他の気体排出施設から排出されるものの排出口における規制基準>

- ・悪臭防止法施行規則 第3条に定める方法により算出して得た流量

<排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準>

- ・悪臭防止法施行規則 第4条に定める方法により算出して得た濃度

【注意事項】

- [1] 法律（騒音規制法）では、規制基準を超過し、なおかつ周辺的生活環境が損なわれていると認められるときに、法律上の改善勧告・命令ができます。単に規制基準超過のみの理由で法に基づく改善勧告や命令をすることはできません。

なお、工場又は事業場(特定工場等)への法的な改善勧告・命令の際には、小規模な事業者に対して配慮することとされています。また、特定建設作業においても、建設工事の遅延により、公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある場合は、法的な改善勧告・命令の際に配慮すること、及び公共性・緊急性の観点から、基準の適用除外規定があります。

- [2] 法律（騒音規制法）に基づく工場又は事業場（特定工場等）に対する改善勧告・命令は、規制基準が厳しくなる地域については、3年間は適用しません（3年間の猶予期間）。

(備考：県条例は1年間の猶予期間)

- [3] 新たに規制地域となった区域で、別添の規制基準関連表に記載されている規制対象に該当する設備を持つ事業場等を設置したり、工事を行ったりする場合は、届出が必要となります。

また、新たに規制地域となった区域の既存の事業場の場合は特定施設使用届出書をご提出ください。

- [4] 法律（振動規制法）では、規制基準を超過し、なおかつ周辺的生活環境が損なわれていると認められるときに、法律上の改善勧告・命令ができます。

単に規制基準超過のみの理由で法に基づく改善勧告や命令をすることはできません。

なお、工場等事業場(特定工場)への法的な改善勧告・命令の際には、小規模な事業者に対して配慮することとされています。また、特定建設作業においても、建設工事の遅延により、公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある場合は、法的な改善勧告・命令の際に配慮すること、及び公共性・緊急性の観点から、基準の適用除外規定があります。

- [5] 法律（振動規制法）に基づく工場又は事業場（特定工場等）に対する改善勧告・命令は、新たに規制地域となってから（もしくは規制基準が厳しくなってから）、3年間は適用しません（3年間の猶予期間）。

- [6] 悪臭防止法（以下「法律」）では、事業場による届出は必要ありません。

- [7] 法律に基づく悪臭規制が設定されたことに対応して、悪臭防止施設を設置する必要はありませんが、これまでどおり、事業場の悪臭が周辺環境に影響しないような配慮をお願いします。

- [8] 法律では、規制基準を超過し、なおかつ不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められるときには、改善勧告・命令ができます。

単に規制基準超過のみの理由では、法に基づく改善勧告や命令はできません。

なお、法的に改善の勧告や命令を行う場合には、小規模な事業者に対して配慮することとされております。

- [9] 法律に基づく改善命令は、新たに規制地域となってから、1年間は適用しません（1年間の猶予期間）。

問い合わせ先

〒867-8555

熊本県水俣市陣内1丁目1番53号

水俣市 福祉環境部 環境課 環境衛生係

TEL : 0966-61-1613

Fax : 0966-63-9044